



持続可能な権利擁護支援モデル事業について

令和5年5月12日

厚生労働省 社会・援護局
地域福祉課成年後見制度利用促進室

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

「持続可能な権利擁護支援モデル事業」の実施自治体による取組・検討

テーマ	R4実施自治体	取組状況・検討状況	検討すべき課題
①地域連携ネットワークにおいて、民間企業等が権利擁護支援の一部に参画する取組	静岡県 取手市	○ 社会福祉法人、NPO法人や生活支援を担うボランティア団体等を担い手の対象として協議。	○ 限られた地域資源の中で参画見込みがある具体的な担い手の対象と、その参画を得るための工夫。
②簡易な金銭管理等を通じ、地域生活における意思決定を支援する取組	長野市 豊田市 八尾市 藤沢市 黒潮町 古賀市 京極町	<利用者（本人）> ○ 身寄りがない方、日常生活自立支援事業開始前の方、在宅の方、施設入所者などを検討。	○ 事業目的、需要や供給体制に適合した利用者の範囲（<u>認知機能は十分な身寄りのない方、施設が金銭管理をする施設入所者等</u>）。 ○ 利用者負担（利用料、<u>収入・資産要件</u>）の在り方。
		<地域生活支援団体（事業者）> ○ 介護保険事業所・障害福祉サービス事業所、金融機関に参画を依頼。 ○ 金融機関は参画に難色。	○ <u>日常的金銭管理支援の対象範囲（日用品支払や公共料金等定期支払等の使途、口座出納管理等）、取扱上限額、取扱方法（預かり金、金融機関への同行・代行・代理、通帳・銀行印の保管等）</u>。 ○ 金融機関が払戻に応じる条件。
		<意思決定サポーター> ○ 市民後見人の養成講座修了者、中核機関、社協・ボランティア団体、地域センター、民生委員を想定。	○ <u>意思決定支援の範囲（日常的金銭管理、社会生活全般）、方法や頻度（定期的な自宅での面会、必要な都度の立会い）</u>。 ○ 活動に必要な専門性や育成方策。
		<監督・支援団体> ○ 市、社協、合議体等を想定。	○ 求められる業務（専門性や業務量）。 ○ 業務に応じた組織・構成。
		<その他> ○ 契約形態や契約書様式・要綱等。	○ 本人との契約で規律する必要がある契約相手方の範囲やその項目。
③ [1]寄付等の活用や、[2]虐待案件等を受任する法人後見など、都道府県・指定都市の機能を強化する取組	長野県[1]	○ 県社協に設置する基金の一部にファンドを創設。	○ 寄付受入の範囲（受配者指定寄付、現物寄付等）、税制優遇措置、意思確認の方法等。 ○ 公平・効果的な配分。